

令和7年度あいキッズ 利用登録・申請手続きのご案内

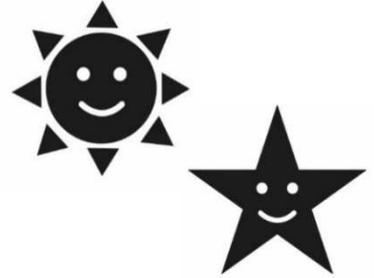


あいキッズとは？

あいキッズとは、全児童を対象に、放課後学校内で子ども同士が慣れ親しんだ区立小学校の校庭や体育館などの施設を使って、遊び、文化・スポーツなどの体験活動、地域との交流活動、学習活動等を実施する事業です。

対象児童

- ① 区立小学校に通学する児童
- ② 区内在住で国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生



利用できるあいキッズ

- ① 区立小学校に通学する児童…在籍(就学予定の)小学校のあいキッズ
- ② 国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生…居住している小学校学区のあいキッズ

※利用できるあいキッズは1か所のみです。

【さんさんタイムオレンジ・きらきらタイム】

○令和7年4月1日から利用開始希望の方の一斉受付期間

令和6年12月2日(月)～令和7年1月10日(金)

一斉受付期間に申請をされない場合、4月1日からの利用はできません。

必ずこの期間内に、利用予定のあいキッズへ申請書の提出をお願いします。

※申請時に書類確認を行います。不備や不足書類がある場合、受付できませんので、なるべくお早めにお申し込みください。

※あいキッズ利用時に特別な支援が必要な方は、P.14を参照してください。

【さんさんタイム一般】

○令和7年4月1日から利用開始希望の方の受付期間

令和7年1月11日(土)～令和7年3月中旬

※締切日は、あいキッズにお問い合わせください。

受付時間 月曜日から土曜日の9:30～18:00

※午前中の申請がスムーズです。

※祝日・令和6年12月29日～令和7年1月3日を除く。

※必ず保護者が直接お申し込みください。郵送や代理の方の申請はできません。

※随時受付(一斉受付期間以降の申込み)については、P.8を参照してください。

お問い合わせ・申請書の提出は、利用予定のあいキッズへお願いします。

(あいキッズの電話番号等は、冊子裏表紙をご覧ください。)





目次



利用登録・申請手続きのご案内

あいキッズ利用登録・申請手続きフローチャート	P. 1
申請書の提出時に必要な添付書類一覧	P. 2
さんさんタイムを利用希望の方	P. 4
きらきらタイムを利用希望の方	P. 5
あいキッズ申請Q & A	P. 9
あいキッズ利用時の特別な支援について	P. 14
あいキッズ入退室システムの登録について	P. 16
あいキッズ傷害保険について	P. 18
あいキッズについて	P. 19

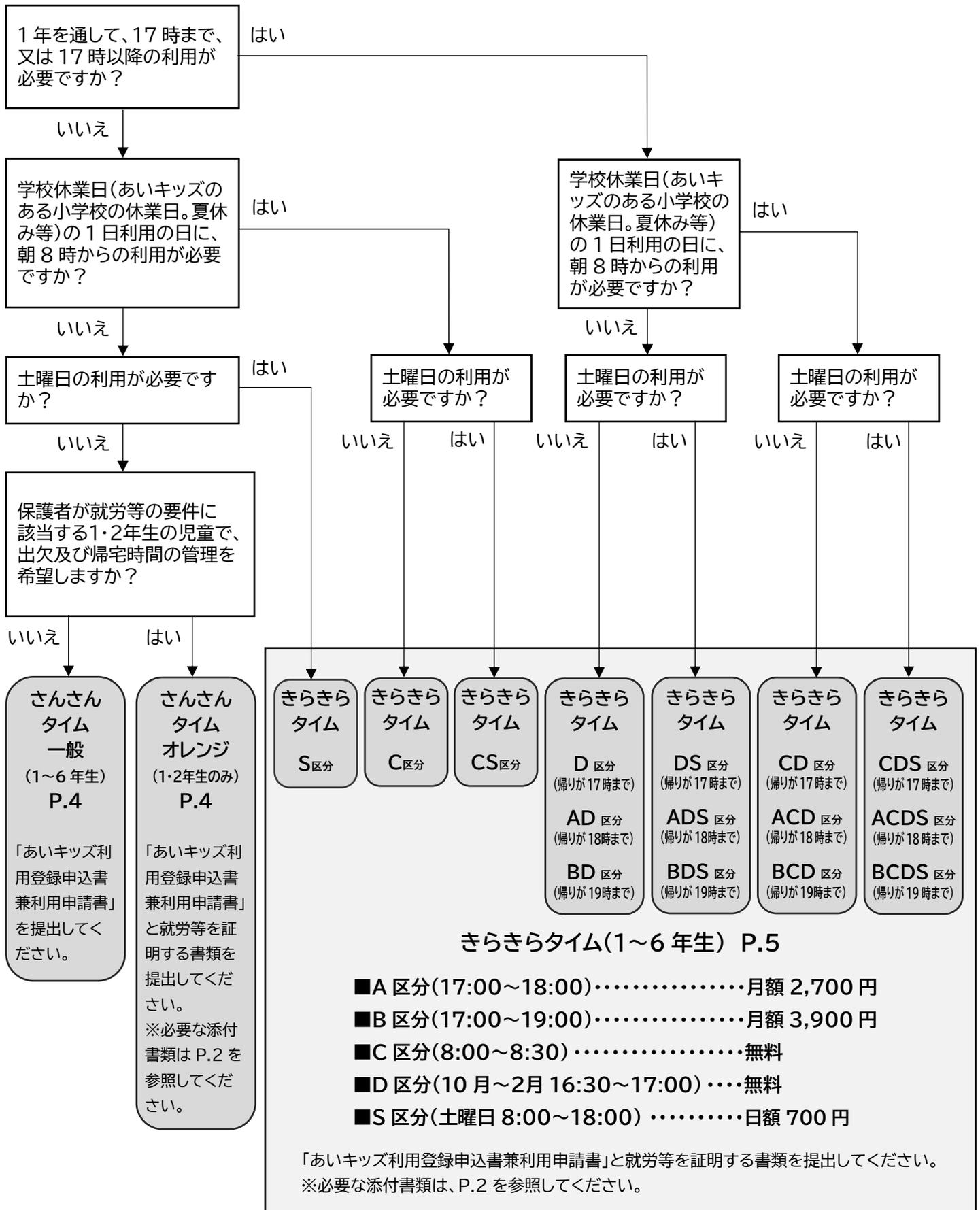
あいキッズの申込関連書類

- 1 あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書
- 2 あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書（記入例）
- 3 就労証明書／就労証明書記入上の注意
- 4 申立書／申立書（記入例）
- 5 直近4週間の勤務表
- 6 あいキッズ利用登録・申請用チェックリスト

◆◆◆ 前年度（令和6年度入所）からの変更点 ◆◆◆

- ・ 申込関連書類の書式を変更しました。
※令和6年度登録・申請用の書式でも提出は可能ですが、原則、令和7年度登録・申請用の書式でご提出ください。
- ・ 提出書類に「あいキッズ利用登録・申請用チェックリスト」を追加しました。
※提出前に、チェックリストで記入漏れや必要書類の添付漏れがないか確認のうえ、併せてご提出ください。
- ・ 利用要件が“就労”の方の『申請書の提出時に必要な添付書類一覧』を変更しました。
 - ① 必要書類の区分けを変更しました。
変更前：雇用形態の種別に応じて必要書類を区分け
変更後：就労証明書の証明者が勤務先（保護者本人以外）か保護者本人かで必要書類を区分け
 - ② 「会社等の実態を確認できる書類」の条件を追記しました。
 - ③ 『直近4週間の勤務表』を使用可能な条件を見直しました。
※シフト表又はタイムカードの写し等が勤務先がない場合のみ、使用してください。
 - ④ 求職中の方の申請受付期間を変更しました。
変更前：一斉受付期間のみ
変更後：一斉受付期間開始日から三次受付期間終了日まで
（令和6年12月2日～令和7年3月19日）

あいキッズ利用登録・申請手続きフローチャート



申請に関するQ&AがP.9にありますので、参照してください。



← 提出書類の様式は
こちらからダウンロード
できます。

申請書の提出時に必要な添付書類一覧

(さんさんタイムオレンジ、きらきらタイム共通)

保護者の状態		必要書類 (注: 就労証明書及び診断書は、発行日より3か月以内)	
<p>注: 就労証明書は勤務先(保護者本人以外の方)に記入をお願いしてください。 やむを得ず保護者本人が証明者となる場合は、「会社等の実態を確認できる書類」を提出してください。</p>			
1	就労 〈注1〉	<p>(1) 就労証明書の証明者が勤務先(保護者本人以外の方)の場合</p>	<p>① 就労証明書(第2号様式)</p> <p>◆ 変則就労の場合は、必ず、下記ア)又はイ)を添付 ア)直近(3か月以内)のシフト表の写し イ)直近(3か月以内)のタイムカードの写し</p> <p>※ ただし、ア)又はイ)が勤務先がない場合のみ、ウ)直近4週間の勤務表を添付</p>
		<p>(2) 就労証明書の証明者が保護者本人の場合 ※ 自営業、内職等 ※ 保護者本人以外に証明する方がいない場合 (右記の①・②のすべてを提出)</p>	<p>① 就労証明書(第2号様式)</p> <p>◆ 変則就労の場合は、必ず、下記ア)又はイ)を添付 ア)直近(3か月以内)のシフト表の写し イ)直近(3か月以内)のタイムカードの写し</p> <p>※ ただし、ア)又はイ)が勤務先がない場合のみ、ウ)直近4週間の勤務表を添付</p> <p>② 「開業届、注文書、請負書、確定申告書の写し」等、会社等の実態を確認できる書類</p> <p>※ 原則、第三者が作成又は証明した書類(保護者本人が作成した「請求書」等は不可)とし、就労証明書に記載された事業所名記載のもの</p>
		<p>(3) 就労内定者 (右記の①又は②を提出)</p>	<p>① 就労証明書(第2号様式)</p> <p>② 申立書(第3号様式)及び内定証明書(内定先の任意のもの)を提出</p> <p>▲ 利用開始後、開始月の月末までに、就労証明書(第2号様式)及び申請事項変更届(第9号様式)を提出</p>
		<p>* 一斉受付期間開始日から三次受付期間終了日までの期間内に、 令和7年4月1日からの就労に向け、求職活動をしている方のみ申請可</p>	
		<p>(4) 求職中の方 (右記の①及び、ア)又はイ)を提出)</p>	<p>① 求職活動申告書 ※ あいキッズで配付、又は板橋区ホームページに掲載しています。 ア) 令和7年3月19日までに、就労証明書(第2号様式)を提出 イ) 令和7年3月19日までに、申立書(第3号様式)及び内定証明書(内定先の任意のもの)を提出 ▲ イ)の場合、利用開始後、令和7年4月30日までに、就労証明書(第2号様式)及び申請事項変更届(第9号様式)を提出</p>
産休・育休中の方 〈注2〉	<p>A) あいキッズ利用開始後も産休・育休を継続予定の場合 (右記の①・②のすべてを提出)</p>	<p>① 就労証明書(第2号様式) ※ 産休・育休の取得(予定)期間の記載のあるもの</p> <p>② 母子手帳(表紙及び分娩日記載ページ)の写し</p>	
	<p>B) あいキッズ利用開始月の月末までに復職予定の場合 〈注3〉 (右記の①～③のすべてを提出)</p>	<p>① 就労証明書(第2号様式) ※ 産休・育休の取得(予定)期間の記載のあるもの</p> <p>② 母子手帳(表紙及び分娩日記載ページ)の写し ※ 一斉受付期間開始日から三次受付期間終了日までに申請の場合のみ</p> <p>③ 「産休・育休用確認書(一斉受付)」又は「産休・育休用申立書(随時受付)」 ※ あいキッズで配付しています。</p> <p>▲ 復職後、利用開始月の月末までに、復職済みにチェックがある就労証明書(第2号様式)及び申請事項変更届(第9号様式)を提出</p>	
2	疾病	<p>(1) 入院・通院 (右記の①・②のすべてを提出)</p>	<p>① 申立書(第3号様式)</p> <p>② 診断書(入院・通院期間の記載のあるもの) ※写しも可</p>
		<p>(2) 常時臥床・精神疾患等 (右記の①・②のすべてを提出)</p>	<p>① 申立書(第3号様式)</p> <p>② 診断書(疾病により保護できない状況説明の記載のあるもの) ※写しも可</p>

産休・育休中の方はQ&A(P.11～P.12)も必ずご覧ください。

保護者の状態		必要書類（注：就労証明書及び診断書は、発行日より3か月以内）
3	心身障がい (右記の①・②のすべてを提出)	① 申立書(第3号様式) ② 手帳の写し(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳) ※ 氏名及び手帳の種別(名称)が分かるページの写し ※ 有効期限が切れた手帳は受付できません。更新手続き中の場合は、手続き中であることが分かる書類の写しを併せて添付してください。
4	看護・介護 (右記の①・②のすべてを提出)	① 申立書(第3号様式) ② 看護・介護対象者の下記ア)～ウ)のいずれかを添付 ア) 診断書 ※写しも可 イ) 手帳の写し(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳) ※ 氏名及び手帳の種別(名称)が分かるページの写し ウ) 介護保険被保険者証の写し ※ 氏名及び介護認定されていることが分かるページの写し
5	就学又は技術習得 (右記の①～③のすべてを提出)	① 申立書(第3号様式) ② 在学証明書(氏名・在学期間の記載のあるもの)、又は入学許可証の写し等、学校で就学していることを確認できる書類 ③ 通学先の時間割表の写し等、学校にいる時間を確認できる書類
6	PTA活動、NPO活動、 町会・自治会活動、学校支援活動等 <注3> (右記の①又は②を提出)	① 任命書等、その活動に従事していること及び活動時間を確認できる書類 ② 申立書(第3号様式) ※ 所属団体の責任者等が証明した旨の署名が必要

● 下記に当てはまる方は、上記書類に加え、別途書類が必要となります。

板橋区へ転入予定の方・区内で転居予定の方 (右記のア)～ウ)のいずれかを提出)	ア) 就学通知書の写し イ) 転入学通知書の写し ウ) 指定校変更について(許可)の写し ※ 用意できない場合は、「新住所の賃貸・売買契約書、新住所の住民票の写し」等、新住所を確認できる書類
区外在住の方	就学通知書の写し
入学予定校変更希望制により、 通学区域外の小学校へ入学する方	変更後の就学通知書の写し

<注1> 就労内容について、事業所に直接確認させていただく場合があります。

<注2> ・産休及び育休の終了後、復職したことを確認させていただきます。

・令和7年度利用のあいキッズの「産休・育休」の対象は、令和6年4月2日以降にお生まれのお子さんのみです。

・「産休・育休」の要件で利用する場合、対象のお子さんの年齢が満1歳に達した年度の3月末日までが適用期間となりますので、それを超えた後も復職しない場合、新たな申請理由による書類の提出がない限り、さんさんタイムオレンジ及びきらきらタイムの利用はできません。

<注3> 災害支援活動等、活動内容が利用基準に該当するか不明な場合は、あいキッズ又は区にお問い合わせください。



さんさんタイムを利用希望の方

区分	さんさんタイム一般	さんさんタイムオレンジ
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> 区立小学校に通学する児童 又は 区内在住で国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生 	<p>さんさんタイム一般の対象児童のうち、<u>下記利用要件を満たす、</u></p> <p>① 1～2年生で出欠及び帰宅時間の管理を希望する児童</p> <p>② 特別な支援[*]を要する児童として認定された1～6年生</p> <p>[*]特別支援学校に通学する児童、特別支援学級に通学する児童、特別支援教室に通級する児童等は、あいキッズで特別な支援を要する児童として認定を受けることができます。認定を受けるには別途手続きが必要です。詳しくは「あいキッズ利用時の特別な支援について」(P. 14)をご覧ください。</p>
利用要件	なし	<p>次の要件をすべて満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者が、1月につき12日以上就労等していること。(通勤時間を含む) 「13時から17時の間に2時間以上の就労等」により、1月につき1日以上、家庭において適切な保護を受けることができないこと。
利用日	月曜日から金曜日まで(祝日・12月29日～1月3日を除く)	
利用時間	<p>平日 放課後 ～17:00(10月～2月は16:30まで)</p> <p>学校休業日 8:30～17:00(10月～2月は16:30まで)</p> <p>※新1年生のさんさんタイム一般の登録者は、下校指導期間中は、下校指導時間後の利用になります。</p> <p>※学校休業日とは、あいキッズのある小学校の休業日です。他校から通われる方は、ご注意ください。</p> <p>※さんさんタイムの時間を超えた利用はできません。10月～2月の期間も17時までの利用が見込まれる場合・学校休業日に8時から利用したい場合・土曜日に利用したい場合等は、あらかじめきらきらタイムの申請をしてください。</p>	
利用料	無料(補食の提供はありません。)	
必要書類	<p>あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書</p> <p>※児童1人につき、1枚必要です。</p> <p>※さんさんタイム一般は、一度登録すると、引越し等によるあいキッズの変更がない限り、6年生まで利用できます。</p> <p>一度登録された児童については、改めて提出する必要はありません。</p>	<p>《(1)と(2)の書類は、同時に提出してください。》</p> <p>(1) あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書 ※児童1人につき1枚必要です。</p> <p>(2) 保護者の就労等の状況を証明する書類 ※P. 2の「申請書の提出時に必要な添付書類一覧」をご覧ください。</p> <p>※<u>両親分必要です。ただし、保護者が単身赴任等で別居をしている場合は、同居している保護者の分のみで構いません。同居している祖父母等の分も不要です。</u></p>
利用開始日	原則、必要書類を提出した日から利用できます。	利用要件確認後、あいキッズから登録決定の連絡があります。



きらきらタイムを利用希望の方

◆対象児童

区立小学校に通学、又は区内在住で国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する児童のうち、保護者が就労等により利用時間に家庭にいない1～6年生

※特別支援学校に通学する児童、特別支援学級に通学する児童、特別支援教室に通級する児童等は、あいキッズで特別な支援を要する児童として認定を受けることができます。認定を受けるには別途手続きが必要です。詳しくは「あいキッズ利用時の特別な支援について」(P.14)をご覧ください。

◆利用要件 (参考：東京都板橋区あいキッズ条例施行規則)

就労	1日2時間以上・1月につき12日以上就労していて、かつ、利用しようとする時間に1月に1日以上就労している場合 (通勤時間を含む)
疾病	(1) 概ね1月以上の入院を要する場合
	(2) 利用しようとする時間に1月につき12日以上通院を概ね1月以上要する場合 (通院時間を含む)
	(3) 居宅内において常時臥床、精神性疾患又は感染性疾患により概ね1月以上の療養を要する場合
心身障がい	身体障害者手帳1級から4級、愛の手帳1度から4度、又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級を有する場合
看護・介護	(1) 概ね1月以上居宅内において、常時看護又は介護を行う場合
	(2) 利用しようとする時間に1月につき12日以上、居宅外で、看護又は介護を行う場合 (自宅から看護・介護を行う場所までの移動時間を含む)
就学又は技術習得	利用しようとする時間に1月につき12日以上、居宅外で、就学又は技術習得をしている場合 (通学時間を含む)
PTA活動、NPO活動、町会・自治会活動、学校支援活動等	利用しようとする時間に1月につき5日以上、居宅外で、PTA活動、NPO活動、町会・自治会活動、又は学校支援活動等を行う場合 (活動場所までの移動時間を含む)
その他	その他、明らかに児童が適切な保護を受けることができないと認められる場合

※利用承認期間は特別な場合を除き、令和8年3月31日までです。ただし、年度途中で申請事由の終期が到来する場合(雇用期間の終了等)には、新たな申請理由による書類の提出が無い限り、利用承認の取消しとなります。

◆利用日

月曜日から土曜日まで(祝日・12月29日～1月3日を除く)

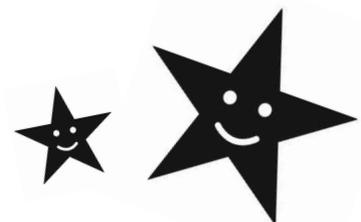
◆利用時間

平日 放課後 ～19:00
 学校休業日 8:00～19:00
 土曜日 8:00～18:00 (希望があれば19:00まで)

※学校休業日とは、あいキッズのある小学校の休業日です。他校から通われる方は、ご注意ください。

※きらきらタイムに申請し、承認されると、同時にさんさんタイムも登録されます。

※利用時間が18時を過ぎる場合は、保護者のお迎えが必要です。



◆利用料

(1) 利用料金一覧

区分		金額
A区分	17:00～18:00	月額2,700円
B区分	17:00～19:00	月額3,900円
C区分	8:00～8:30 (学校休業日)	無料
D区分	16:30～17:00 (さんさんタイムが16:30で終了する10月～2月のみ)	無料
S区分	土曜日8:00～18:00	日額700円

※利用区分については、今後区の計画等の理由により変更になる可能性があります。

※月の途中から利用を開始した場合や、月の途中で休止・辞退をされた場合でも、月額の利用料がかかります。

※A・B区分については、承認を受けると実際に利用が無くても月額の利用料がかかります。利用が見込まれない場合は、利用を辞退、又は区分を変更する手続きが必要です。

(2) S区分(土曜日)利用について

実際に利用した日数に応じて、日額の利用料がかかります。

(3) 利用料の支払いについて

口座振替で登録いただいた口座から引き落とします。

→A区分・B区分の利用料は、毎月当月分の利用料を、月末に引き落とします。

→S区分(土曜日)の利用料は、利用した月の翌月末に引き落とします。

※月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落とします。

※残高不足等の理由により引落としができなかった場合、翌月以降の引落日に再振替します。

(4) 利用料の減免制度について

別途申請があった場合、生活保護受給世帯の方は**免除**、住民税非課税世帯・就学援助受給世帯の方は**減額**になります。

※年度ごとに申請が必要ですので、前年度に承認されている方も、必ず申請してください。

(詳しくは板橋区ホームページをご覧ください。)

免除	申請時期	4月1日から随時受付 ※申請のあった日の属する月から利用料が免除になります。遡りはできませんので、ご注意ください。			
	必要書類	発行日から1か月以内の生活保護受給証明書			
	利用料	0円/月額・日額			
減額	申請時期	6月以降、随時受付 ※例年、8月下旬までに申請があった場合は、利用開始月に遡って利用料が減額になります。減額申請が承認されるまでは通常の利用料をお支払いください。 ※詳細は、後日、板橋区ホームページでお知らせいたします。			
	必要書類	住民税非課税世帯の場合：住民税非課税証明書(例年6月頃発行) 就学援助受給世帯の場合：就学援助受給の決定について(例年7月頃発行)			
	利用料	区分	金額	減額後	
		A区分	2,700円/月額	2,100円/月額	
B区分		3,900円/月額	2,700円/月額		
S区分		700円/日額	400円/日額		
▲減額後の金額					

◆必要書類《(1)～(3)は全員。(4)は対象者のみご提出ください。》

- (1) あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書
 ※児童1人につき1枚必要です。
 ※きらきらタイムに申請し、承認されると、同時にさんさんタイムも登録されますので、別途、さんさんタイムの利用申込みをする必要はありません。
- (2) 保護者の就労等の状況を証明する書類
 P. 2の「申請書の提出時に必要な添付書類一覧」をご覧ください。
 ※**両親分必要です。ただし、保護者が単身赴任等で別居をしている場合は、同居している保護者の分のみで構いません。同居している祖父母等の分も不要です。**
- (3) あいキッズ利用登録・申請用チェックリスト
 ※児童1人につき1枚必要です。
- (4) 口座振替依頼書<きらきらタイムA・B・S区分(有料区分)の利用申請される方のみが対象>

「板橋区あいキッズ利用料口座振替(自動払込)依頼書」に記入し、金融機関に提出して手続きをしてください。

手続き完了後、金融機関の受付印が押された控えが返却されますので、2枚目の納付届(役所保管)、又は3枚目のお客様控の写しを、利用開始月の前月末までにあいキッズに提出してください。(令和7年4月からの利用開始をご希望の場合、令和7年3月末までに提出をお願いします。)

※「板橋区あいキッズ利用料口座振替(自動払込)依頼書」は、あいキッズで配付しています。

※前年度までに口座振替依頼手続きがお済みの方は、手続き不要です。

※口座振替依頼手続き済みの児童の兄弟・姉妹があいキッズを新規に利用申請する場合は、同じ口座からの引落としであっても、別途、口座振替依頼手続きが必要です。

▲口座振替依頼書

◆申請から利用開始まで

利用申請

【申請場所】

利用予定のあいキッズ

※私立学校等に通学する場合は、居住している小学校学区のあいキッズです。



審査

【内容確認】

申請書受領時に申請内容(利用区分や就労時間等)を確認します。

必ず保護者が直接お申し込みください。郵送や代理の方の申請はできません。



利用承認

あいキッズから区に送付された申請書類を受け取り、区が審査します。

※疑義があれば、あいキッズを通じて保護者や勤務先等に確認します。

※書類返却や追加書類の提出をお願いする場合があります。

審査終了後、利用承認となります。

承認通知書を区から保護者宛に発送します。

※一斉受付期間内に申請された方には、3月上旬に発送予定です。

◆申請締め切り一覧

利用開始日 (1日が日曜・祝日の場合は、翌運営日から利用)	書類提出締切日 (毎月原則20日。ただし、20日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日)
令和7年 4月 1日～	【一斉受付期間】令和7年1月10日(金)まで ※1月末日ではありません。お気を付けください。
令和7年 4月 7日～	【二次受付期間】令和7年2月21日(金)まで
令和7年 4月15日～	【三次受付期間】令和7年3月19日(水)まで
令和7年 5月 1日～	令和7年 4月19日(土)まで
令和7年 6月 2日～	令和7年 5月20日(火)まで
令和7年 7月 1日～	令和7年 6月20日(金)まで
令和7年 8月 1日～	令和7年 7月19日(土)まで
令和7年 9月 1日～	令和7年 8月20日(水)まで
令和7年10月 1日～	令和7年 9月20日(土)まで
令和7年11月 1日～	令和7年10月20日(月)まで
令和7年12月 1日～	令和7年11月20日(木)まで
令和8年 1月 5日～	令和7年12月20日(土)まで
令和8年 2月 2日～	令和8年 1月20日(火)まで
令和8年 3月 2日～	令和8年 2月20日(金)まで

※上記締め切りは、令和6年10月時点での予定です。変更になる可能性もありますので、利用希望の方は事前にあいキッズに確認をお願いします。

※月の途中から利用を開始した場合でも、月額の利用料がかかります。

◆区分の変更、利用の休止・辞退の手続きについての注意点

一度提出された申請書類等は、不備以外で返却はできません。区分の変更や休止・辞退等は、十分ご検討の上、申請してください。

きらきらタイムA・B区分については、承認を受けると実際に利用が無くても月額の利用料がかかります。また、月の途中から区分変更をされた場合は、変更前後で月額利用料が高い方の区分の利用料がかかります。

(1) 4月1日～、又は4月7日～の利用開始希望で申請し、書類提出締切後に区分変更を希望される場合

令和7年3月19日(水)までに、「あいキッズ利用状況変更申請書」をあいキッズに提出してください。

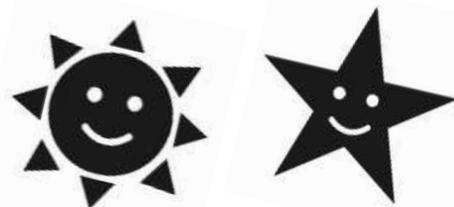
(2) 5月1日以降の日付で、区分変更を希望される場合

原則として、変更希望月の前月20日(20日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日)までに、「あいキッズ利用状況変更申請書」をあいキッズに提出してください。

(3) 休止・辞退を希望される場合

休止・辞退を希望する月の前月末日までに、休止届・辞退届をあいキッズに提出してください。
※月の途中で休止・辞退をされた場合でも、月額の利用料がかかりますので、ご注意ください。

あいキッズ申請 Q&A



《申込み前について》

Q1. あいキッズの定員はありますか？

A1. あいキッズの定員はありません。利用要件を満たす方は利用できます。

Q2. 食物等アレルギーがありますが、あいキッズの利用はできますか？

A2. 食物等アレルギーがある場合もあいキッズを利用できます。登録・利用申請の際に、あいキッズに必ずご相談ください。アレルギーの状況に関する書類を別途、ご提出いただきます。

Q3. 子どもの帰宅時は保護者のお迎えが必要ですか？

A3. 18時を過ぎての利用の場合は、必ずお迎えが必要です。

Q4. 子どもの入退室を確認する方法はありますか？

A4. 入退室システムに登録いただくことで、登録したアプリ（メールアドレス）にお子さんの入退室通知が届きます。通知が届かない場合は、利用（予定）のあいキッズにお問い合わせください。入退室システムは、災害時や緊急時にも使用しますので、ご登録をお願いします。

Q5. あいキッズの見学はできますか？

A5. 見学は随時可能です。事前に各あいキッズへお問い合わせください。

《申込みについて》

Q6. 申請書類等は、どこに提出すれば良いですか？

A6. 利用予定のあいキッズに提出してください。区役所では受理できませんので、ご注意ください。

Q7. 申請書類の記入を間違えました。訂正印は必要ですか？

A7. 訂正印は不要です。二重線で訂正してください。また、修正液や修正テープ・消せるボールペンや鉛筆等で記載された書類では受付できませんので、ご注意ください。

Q8. 就労証明書の発行が提出期限に間に合いません。後から提出しても良いですか？

A8. 就労証明書に限らず、一部の書類だけを先に提出することはできません。余裕をもって書類をご準備いただき、必要な書類すべてが揃ってから、提出期限内でのご提出をお願いします。

ただし、有料区分の方の口座振替依頼書については、金融機関での手続き後に提出できます。

Q9. 就労証明書は、誰が記載するのですか？

A9. 勤務先（保護者本人以外の方）に記載を依頼してください。なお、自営業、内職等でご自身以外に記載できる方がいない場合は、自署してください。

Q10. 就労証明書は、弟妹の保育園入所申込みのため板橋区保育サービス課に提出したもののコピーでも良いですか？

A10. 原則、あいキッズ申請用の就労証明書のご提出をお願いしておりますが、板橋区の令和7年度保育施設入所申込み用の就労証明書であれば申請が可能です。ただし、追加の確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

Q11. 「変則就労」とは、どのような勤務形態が該当しますか？

A11. フレックスタイムなど勤務時間等が不規則（勤務日・休日・勤務時間・勤務場所等が、週や日によって異なる）な場合や、裁量労働時間制のように勤務時間に裁量があるため日によって異なる場合が該当します。

変則就労に該当する場合は、直近（3か月以内）のシフト表の写し又はタイムカードの写しを別途ご提出ください。勤務先でシフト表等が出ない場合のみ、「直近 4 週間の勤務表」を自署してください。

Q12. 就労していますが、現在病気等により療養中です。どのように申請すれば良いですか？

A12. 【あいキッズの利用開始日までに職場復帰予定の場合】

「就労」の利用要件で審査しますので、就労証明書の No.11「復職（予定）年月日」欄に復職予定日の記載がある就労証明書を提出してください。

復職後、復職済みにチェックがある就労証明書及び申請事項変更届を提出してください。

【あいキッズの利用開始日までに職場復帰が困難な場合（未定を含む）】

「就労」ではなく「疾病」の利用要件で審査しますので、申立書及び診断書（疾病により保護できない状況説明の記載のあるもの）を提出してください。職場復帰が決まりましたら、「就労」で再度審査をしますので、就労証明書及び申請事項変更届をあいキッズに提出してください。

Q13. 夏休み等の学校休業日に 8 時から利用したい場合や、10 月から 2 月の間も 17 時まで利用したい場合、いつ申請すれば良いですか？

A13. 一斉受付期間以降も申請受付は随時（原則、利用開始希望月の前月 20 日までに提出。ただし、20 日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日。）行っていますが、利用要件を満たしていれば、一斉受付期間中にあらかじめ申請されることをお勧めします。

Q14. 入学予定校変更希望制により、学区域外の小学校への入学を希望している場合、どのように申請すれば良いですか？

A14. 一斉受付期間中に、すでに希望校への入学が決定している場合は、入学が決定した小学校のあいキッズに利用申請書類と併せて変更後の就学通知書の写しを提出してください。

一斉受付期間中に、希望校への入学が決定していない場合は、一度お住まいの通学区域校のあいキッズに申請をしていただき、希望校への入学決定後、転籍の手続きをしてください。転籍の手続きについては、申請いただいたお住まいの通学区域校のあいキッズにご相談ください。

Q15. 板橋区外在住ですが、板橋区立小学校に就学予定です。どのように申請すれば良いですか？

A15. 利用申請書類と併せて、板橋区立小学校への就学通知書の写しを提出してください。

Q16. 引越し（板橋区内で転居・板橋区へ転入）予定の場合、どのように申請すれば良いですか？

A16. 利用開始希望日時点での就学予定校のあいキッズへ申請してください。利用申請書の住所欄は提出日時点のご住所を記入してください。その際に、①就学通知書の写し、②転入学通知書の写し、又は③指定校変更について（許可）の写しの①～③のいずれかが必要となりますが、その書類をご用意できない場合は、新住所を確認できる書類（賃貸・売買契約書の写し、住民票の写し等）を提出してください。

Q17. 通勤や通学等にかかる時間はどのように扱われますか？

A17. 通勤や通学等にかかる時間は、あいキッズの利用を必要とする時間として審査します。利用申請書の裏面に、会社や学校等から自宅までの経路及び所要時間を記入してください。

Q18. 育児短時間勤務をしている場合の利用区分は、どのように審査されますか？

A18. 正規の（雇用契約に基づく）就労時間に通勤時間を加えた時間で審査します。

Q19. 派遣契約で、雇用期間が令和7年3月31日までです。一斉受付期間中にさんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの申込みはできますか？

A19. 雇用の更新予定が無い場合は、申込みができませんが、雇用の更新予定がある場合（就労証明書にその旨記載有り）は、さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの申込みができます。なお、雇用の更新後すみやかに、就労証明書と申請事項変更届を提出してください。提出がない場合、利用承認を取消す場合もありますのでご注意ください。

Q20. 求職中の場合は、あいキッズの申請ができますか？

A20. 就労等を要件とするさんさんタイムオレンジ及びきらきらタイムの利用申請は、原則できません。ただし、一斉受付・二次受付・三次受付期間中のみ、4月1日からの就労に向け、求職活動をしていることを要件に申請できます。詳しくは、あいキッズにご相談ください。

Q21. 保護者のどちらかが単身赴任で同居していない場合、就労証明書は必要ですか？

A21. 就労証明書が必要なのは同居の保護者のみです。単身赴任等で別居している保護者や同居している祖父母等の分は必要ありません。ただし、利用申請書の保護者欄や緊急連絡先欄への記入をお願いします。

Q22. すでに手続きした口座振替の情報は、翌年度以降も引き継がれますか？

A22. 前年度までに手続きされた児童の口座振替情報は、翌年度以降も引き継がれますので、再度の手続きは不要です。ただし、その児童の兄弟姉妹があいキッズに新規に利用申請する場合は、同じ口座からの引落しであっても、別途、口座振替依頼手続きが必要です。

Q23. 4月1日からの利用開始で申し込みをしましたが、2月に急きょ退職することになり、4月からのあいキッズ利用が不要になりました。どのような手続きが必要ですか？

A23. 利用申請後、区の承認が決定する前に利用申請を取り下げる場合は、申請取下届をあいキッズに提出してください。また、区の承認決定後に申請を取り下げる場合は、辞退届をあいキッズに提出してください。区の承認決定の前後で提出していただく様式が異なるため、詳しくはあいキッズにご相談ください。

《産休・育休中の申込みについて》

Q24. 現在、産前産後休業・育児休業取得中で、あいキッズ利用開始月にも職場復帰の予定はありません。さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの申込みはできますか？

A24. あいキッズの「産休・育休」の要件で利用する場合、産休・育休対象のお子さんの年齢が満1歳に達した年度の3月末日までが適用期間となります。産休・育休対象のお子さんが令和6年4月2日以降にお生まれであれば、令和7年度のさんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの申込みができます。利用申請書以外に、①就労証明書（産休・育休取得の記載有り）、②母子手帳の表紙と分娩日の記載のあるページのコピーを提出してください。

なお、産休・育休対象のお子さんが令和6年4月1日以前にお生まれの場合は、あいキッズの「産休・育休」の要件での申込みはできませんが、さんさんタイム一般の登録は可能です。

Q25. 現在、育児休業取得中で、4月1日からの保育園の入所申込みをしています。保育園の入所が決定すれば復職しますが、保育園に入所できなかった場合は、勤務先の育休を延長する予定です。さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの申込みは、どのようにすれば良いですか？

A25. まず、復職されることを前提として一斉受付期間内に申請をしてください。

利用申請書以外に、①就労証明書（産休・育休取得の記載有り）、②母子手帳の表紙と分娩日の記載のあるページのコピー、③産休・育休用確認書（あいキッズで配付）を提出してください。

その後、保育園の入所の可否が判明したら、必要に応じて下記の手続きをお願いします。

【保育園の入所が決まった場合】

復職後、入所月の月末までに、復職済みにチェックがある就労証明書及び申請事項変更届を提出してください。

【保育園に入所できなかった場合】

産休・育休対象のお子さんが令和6年4月2日以降にお生まれの場合は、あいキッズの「産休・育休」の要件に該当するため、通勤時間を含めない就労証明書の就労時間での利用ができません。通勤時間を含めないことで、利用予定の利用区分に該当しなくなった場合は、利用状況変更申請書を提出してください。

産休・育休対象のお子さんが令和6年4月1日以前にお生まれの場合は、新たな利用要件での申請がない限り、さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用はできないため、申請取下届又は辞退届を提出してください。さんさんタイム一般での利用となります。

Q26. 現在、産前産後休業・育児休業取得中ですが、7月1日からの保育園の入所が決定したので、あいキッズを利用したいです。どのように申請すれば良いですか？

A26. 一斉受付期間以外では、原則、保育園の入所が決定してからのあいキッズ利用申請をお願いしています。利用申請書以外に①就労証明書（産休・育休取得の記載有り）、②産休・育休用申立書（あいキッズで配付）を提出してください。

復職後、あいキッズの利用開始月の月末までに、復職済みにチェックがある就労証明書及び申請事項変更届を提出してください。

なお、保育園の入所が決定してからあいキッズ利用申請をするのでは間に合わないため、あらかじめ申請したい等のご事情がある場合は、あいキッズにご相談ください。

《利用開始後について》

Q27. 板橋区内での引越し等で転校する場合、どのような手続きが必要ですか？

A27. きらきらタイムを利用して、転校後もきらきらタイムを利用希望の場合、転出元及び転入先の両方のあいキッズで転籍手続きが必要となります。まずは、転出元のあいキッズにご相談ください。

さんさんタイム（一般・オレンジ）を利用して、転校後もさんさんタイム（一般・オレンジ）を利用希望の場合、転出元あいキッズで辞退届を提出し、転入先のあいキッズで新規の利用登録をお願いします。

Q28. 板橋区外への引越し等で板橋区立小学校を転校する場合、どのような手続きが必要ですか？

A28. 利用の辞退を希望する月の前月末日までに辞退届をあいキッズに提出してください。辞退届の提出がない場合、きらきらタイムについては利用料がかかる可能性がありますのでご注意ください。

また、辞退年月日の翌日から、あいキッズの利用ができなくなります。

Q29. きらきらタイムの利用を辞退する場合、どのような手続きが必要ですか？

A29. 利用の辞退を希望する月の前月末日までに辞退届をあいキッズに提出してください。月の途中で辞退された場合でも、月額の利用料がかかりますのでご注意ください。

また、きらきらタイムの利用を辞退しても、さんさんタイムは利用できます。

Q30. きらきらタイムの利用を一時的に休止できますか？

A30. 休止を希望する月の前月末日までに休止届をあいキッズに提出してください。月の途中で休止された場合でも、月額の利用料が発生しますのでご注意ください。

また、きらきらタイムの利用を休止しても、さんさんタイムは利用できます。

Q31. 利用料の減免制度はありますか？

A31. 別途、申請があった場合、生活保護受給世帯の方は免除、住民税非課税世帯又は就学援助受給世帯の方は減額になる制度があります。免除の方は利用開始月中に、減額の方は6月以降に、利用料減免申請書と必要書類をあいキッズに提出してください。また、減額や免除の申請は毎年度必要です。詳細は、P.6を参照してください。

Q32. 学級閉鎖で学校がお休みになった場合、あいキッズを利用できますか？

A32. 学級閉鎖のクラスに在籍する子どもの利用はできません。感染拡大防止のために学級閉鎖をしていますので、ご自宅等でお過ごしください。

Q33. 就労状況に変更があった場合、どのような手続きが必要ですか？

A33. 変更後の就労証明書と申請事項変更届をあいキッズに提出してください。就労状況の変更に伴い、利用時間の変更が必要になる場合は、利用状況変更申請書も提出してください。
退職された場合は、まず、あいキッズにご相談ください。

Q34. 世帯の状況や緊急連絡先に変更があった場合、どのような手続きが必要ですか？

A34. さんさんタイム、きらきらタイムに関わらず、申請事項変更届をあいキッズに提出してください。さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用者の場合、婚姻等により同居家族が増えた際は、その同居家族の就労証明書等も必要になります。詳しくは、あいキッズにご相談ください。

あいキッズ利用時の特別な支援について

さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用要件※を満たす方で、下記「◆対象となる要件」に該当する場合、あいキッズ利用時に当該あいキッズに職員の増配を行うことができます。この制度による支援を希望する場合は、以下をご確認いただき、あいキッズにお申し出ください。

※保護者の就労等の利用要件があります。詳細は、さんさんタイムオレンジはP. 4を、きらきらタイムはP. 5を参照してください。

◆対象となる要件

あいキッズ（さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイム）の利用要件を満たし、登録又は承認されている方で、次のいずれかに該当する児童

- (1) 特別支援学校（知的障がい・肢体不自由・視覚障がい・聴覚障がい）に通学する又はしている児童
- (2) 板橋区立小学校の特別支援学級（知的障がい）に通学する又はしている児童
- (3) 板橋区立小学校の特別支援教室（STEP UP 教室）に通級する又はしている児童
- (4) 板橋区立小学校のきこえとことばの教室に通級する又はしている児童
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳他）、精神障害者保健福祉手帳を有する児童
- (6) 上記（1）から（5）以外で、特別な支援が必要な児童

◆申請の流れ

(1) 申請書類の記入

「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」の手帳の有無欄、特別支援学級・きこえとことばの教室・STEP UP 教室のチェック欄、利用児童の様子の欄へ必要事項を記入してください。

(2) あいキッズへの申請

特別な支援を希望する場合は、「支援希望書」の提出が必要となります。あいキッズにて、「支援希望書」をお渡ししますので、お申し出ください。

第1号様式(第3条関係) ①
あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書

住所 (提出日現在) ※提出日現在の住所に記入
〒 _____ 建物名 _____

利用児童の氏名 (R) _____ (新1年生のみ) 現在確認している児童名又は保育園名 _____

利用児童の生年月日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 4月1日からの小児科・児童科 _____

① 食物等アレルギーの有無 無 有 (_____)

② 手帳の有無 無 有 (身体障害者手帳 _____ 級・精神障害者保健福祉手帳 _____ 級・療育手帳(愛の手帳) _____ 度)

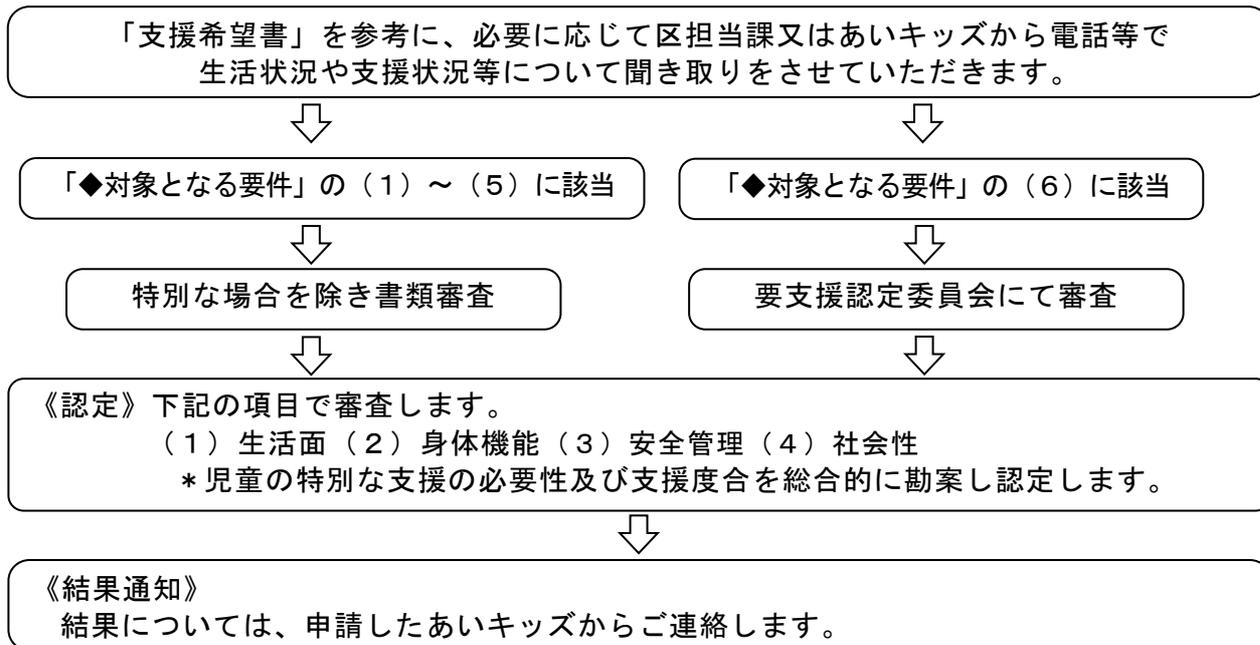
③ 特別支援学級・きこえとことばの教室・STEP UP 教室に通う場合は、チェックを入れてください。
 特別支援学級 (確定 申請中) きこえとことばの教室 (確定 申請中) STEP UP 教室 (確定 申請中)

④ 利用児童の様子(健康状態、生活に不安があること、発達状態、疾病、常用薬、障がいなどについて詳しく記入してください。)

◆支援希望書の締め切り一覧（あいキッズの利用申請の締め切りは、P. 8を参照してください。）

- (1) 4月1日～4月30日の利用開始希望で、利用開始から支援を希望する場合
→令和7年1月31日（金）まで
※締め切り間際は混み合う場合がありますので、早めの申請をお願いします。
- (2) 5月1日以降の利用開始希望、又は利用開始後、5月1日以降の支援を希望する場合
→毎月原則20日。ただし、20日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日。

◆決定までの流れ



◆その他

- (1) 児童の通所、帰宅時の送迎には支援を行うことはできません。
- (2) あいキッズ利用時に支援を希望する場合は、毎年度、「支援希望書」の提出が必要です。



あいキッズ入退室システムの登録について



あいキッズを利用する方は、あいキッズでのお子さんの入退室、災害時等の対応等をお知らせする入退室システムに、以下のとおり登録をお願いします。

※「さんさんタイム一般（1年生の1学期間のみ）」は帰宅時間管理、「さんさんタイムオレンジ」・「きらきらタイム」は、出欠・帰宅時間管理があるため、必ずご登録いただきますようお願いいたします。

※すでに登録されている方は、再度の登録手順書の受領や、アプリ・メールアドレスの登録は必要ありません。

<配 信 内 容>

- ①児童の入退室時刻
- ②災害、緊急時の対応やその他あいキッズからのお知らせ
- ③保護者からの連絡に対するあいキッズからの返信
- ④出欠管理や帰宅時間管理に関すること
(出欠・帰宅時間管理の対象児童のみ。)

<利 用 手 順>

P.17 のすべての項目に同意の上、あいキッズから配付される登録手順書に沿って、アプリ・メールアドレスを登録してください。登録手順書をお持ちでない場合や、登録手順書の配付方法などは、あいキッズへお問い合わせください。

※プッシュ通知されるためアプリの登録を推奨しますが、スマートフォンをお持ちでない方はメールアドレスの登録が可能です。(迷惑メール防止の設定をしている場合は、本メール(登録手順書に記載)の受信設定をお願いします。)

※兄弟姉妹は、登録後のマイページ「兄弟の追加」からご登録ください。

※登録手順書はアプリ・メールアドレスなどの再登録の際に必要となりますので、お手元に保管をお願いします。



※災害時や緊急時の連絡、感染症等の発生に伴う臨時閉所の連絡も行います。万が一の事態に備え、登録をお願いします。

※さんさんタイム一般(1年生の1学期間のみ)・さんさんタイムオレンジ・きらきらタイムにおける毎月の利用予定の連絡方法など、入退室システムの利用方法については、別途、あいキッズからご案内します。

あいキッズ入退室システム

本サービスを希望する場合は、以下をご精読いただき、すべての項目に同意していただく必要があります。ご登録された場合にはすべての項目に同意いただいたものとさせていただきますので、ご了承ください。

1 配信情報の内容について

① 児童の入退室時刻

* お子さんが入退室時に名前カードを専用機器にかざすことで、アプリやメールアドレスに送信されます。
入退室の際、名前カードのかざし忘れがないよう、お子さんに伝えてください。
随時、お子さんと帰宅時間及び帰宅方法の相互確認を行ってください。

② 災害、緊急時の対応やその他あいキッズからのお知らせ

③ 保護者の方からの連絡に対するあいキッズからの返信

④ 出欠管理や帰宅時間管理に関すること(出欠・帰宅時間管理の対象児童のみ。)

2 アプリやメール受信について

① ご利用の通信機器の状態や環境、各種の障害発生によりアプリ及びメールアドレスへの通知が届かない場合があります。

② 登録手順書に従ってアプリ・メールアドレスの登録をされた方のみ配信されます。なお、アプリやメールアドレス登録は無料ですが、受信料金(通信料)や通信機器は自己負担となります。

③ 受信設定によりメールを受信しない場合がありますので、事前に所定のアドレスからのメールを受信することを許可するように設定変更をお願いします。(迷惑メールの防止設定をされている方は、設定を解除するか所定のメールアドレスからの電子メールが受信できるように設定を行ってください。解除・設定方法は、携帯電話各社等にお問い合わせください。)

④ あいキッズは、本サービスの保守上、又は電気通信事業者が電気通信サービスを中止したときは、本サービスの提供を中止することができるものとします。また、天災、事変その他の非常事態が発生した場合は、公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限、又は中止する措置をとることがあります。

⑤ あいキッズは都合により本サービスを変更又は廃止することがあります。本サービスを変更又は廃止するときには、本サービス利用者に対し事前にその旨を通知します。

⑥ アプリやメールアドレスに通知が届かない等システムに関するご不明な点については、保護者マイページから「保護者用サポートサイト」をご確認ください。

⑦ アプリ・メールアドレスは1児童につき各4件まで登録できます。

⑧ メールアドレスを変更した場合は、保護者マイページから変更してください。

⑨ 本サービスの登録はあいキッズの利用申請時でなくても、後ほど登録することもできます。登録を希望する場合は、ご利用のあいキッズまでご連絡ください。サービス利用が不要になった場合も、あいキッズにご連絡ください。

3 個人情報の管理について

ご登録いただいた情報は、本サービスのためだけに使用し、他の目的に使用することはありません。

4 問合せ先

利用(予定)のあいキッズまでお問い合わせください。

あいキッズ傷害保険について

「あいキッズ」登録児童の参加中と自宅との往復経路のケガについては、「あいキッズ傷害保険」が適用されます。医療機関を受診した場合は、あいキッズにお申し出ください。

区（あいキッズ係）で手続き後、保険会社から保険申請書類が郵送されますので、治療終了後、必要事項を記入して、直接保険会社に返送してください。

◆「あいキッズ傷害保険」とは

…あいキッズ事業における偶然な外来の事故により、ケガをしたような場合に対象となります（アレルギーによる発作等の症状や熱中症などは対象外）。通院 1 日から適用されます。事故の日から 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として支払われます（保険料は区が負担しています）。

〈注意点〉

- ・医療機関を受診する時は、「保険証」と「子ども医療証」をご利用ください。
- ・あいキッズでのケガは学校の教育活動ではないため、学校保険（*1）は適用されません。

（*1）「学校保険」とは

…通常の学校生活において適用される「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害給付です。

◆ 保険の手続き方法について

- ①あいキッズから区へ、事故報告書を提出します。
- ②区から保険会社へ、事故証明書を送付します。
- ③保険会社から保護者へ、保険申請書類が送付されます。
- ④治療終了後（又は 180 日経過後）、保護者から保険会社へ直接、申請してください。

※事故発生から保険申請書類が届くまでに時間がかかる場合がございます。

◆ 保険金額

死亡保険金	1,000万円
後遺障害保険金	30万円～1,000万円
入院保険金	1日 2,000円
通院保険金	1日 1,000円

※入院・通院のお支払い要件として、医師の治療を受けることが必要です。医師以外の治療を受けた場合は、対象となりません。また、申請いただいた場合も、保険会社の判断により保険支給の対象外となる可能性もあります。



あいキッズ



「あいキッズ」って何？

あいキッズは区内の小学生を対象に、授業終了後、学校内で楽しく安全に過ごすことのできる放課後の居場所を提供する事業です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長と人間形成を願って、文部科学省の全児童を対象とする「放課後子ども教室推進事業」とこども家庭庁の就労家庭等の児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」とを校内交流型として運営しています。

安全で、地域コミュニティの基盤である学校内で、民間事業者の職員のもと、子ども同士が慣れ親しんだ校庭・体育館・教室などの施設を使って、遊び・スポーツ・工作・読書などの体験活動、地域との交流活動、季節行事、学習活動等を実施します。

～ 目次 ～

- (P19) 「あいキッズ」って何？
あいキッズの概要
- (P20) あいキッズの運営内容
- (P21) あいキッズでの過ごし方
Q & A
- (P22) 登録・申請方法と利用方法
- (P23) あいキッズの3本柱
ご留意いただくこと
- (P24) あいキッズの5つの輪
入退室システムの流れ
- (P25) あいキッズをより良くするためのしくみ

あいキッズの概要



目的

- ① 児童の放課後の安心・安全な居場所の実現
- ② 児童の放課後の活動と交流を通じた
健全育成プログラムの実施
- ③ 保護者の仕事等と子育ての両立支援

だれ？

在校児童全員対象です。

また、当該小学校の学区域内に居住する国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生は、居住する小学校学区域のあいキッズを利用できます。

※利用できるあいキッズは1か所のみです

いつ？

月～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）

学校休業日（夏休み、振替休日等）

土曜日（就労家庭等のみを対象）

※学校休業日はあいキッズのある小学校の休業日です

特徴

- ① 板橋区内の全区立小学校で、同一の事業を実施
- ② 17時までの利用料は無料。17時以降も低額の利用料を設定
- ③ 入退室システムで、日々の児童の入室・退室情報を送信
- ④ 新1年生の1学期間は、帰宅時間管理を実施
きらきらタイム等の児童は2年生まで実施
- ⑤ 季節行事や季節の飾りつけなど児童の思い出に残るプログラムと空間づくりを実施
- ⑥ 運営事業者へのヒアリング、全あいキッズ施設責任者による会議等を定期的に行い、事業の質の向上の推進
- ⑦ 家庭・学校・地域との連携の促進



◆ 外遊びの様子



◆ 室内遊びの様子

どこで？

小学校の校内等

室内	動的	様々な体験・交流ができる室内 (多目的室等)
	静的	落ち着いて過ごすことのできる室内 (あいキッズ室等)
屋外		体を思いっきり動かせる場所 (校庭・体育館等)

運営は？

民間事業者

株式会社・社会福祉法人・NPOなど民間事業者が自主性、社会性、創造性など子どもの人格形成期に合わせた様々なプログラムを展開します。

配置される職員は、都道府県等が実施する研修を修了した「放課後児童支援員」と、「プレイングパートナー」です。

あいキッズの運営内容

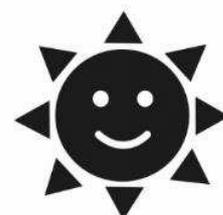


共通

定員 なし
 活動拠点 屋外、室内（動的・静的）
 参加確認 入退室システム
 時間管理 1年生全員を対象に原則1学期のみ帰宅時間を管理（個別の声かけ）します。
 保護者連携 ①保護者会 ②個別面談（希望制） ③毎月発行の「おたより」
 ④ケガ・体調不良等の「連絡票」 ⑤満足度アンケートの実施
 （アンケート結果はあいキッズ運営評価に活用します。）

さんさんタイム

利用日 月～金曜日、学校休業日
 お休み 土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日
 対象者 1～6年生
 利用時間 平日：放課後～17:00（10月～2月は16:30まで）
 学校休業日：8:30～17:00（10月～2月は16:30まで）
 利用料 無料
 補食(おやつ) なし



さんさんタイムは2区分あります！



区分	さんさんタイム一般	さんさんタイムオレンジ
対象	保護者の就労要件等に該当しない全児童	①保護者の就労要件等に該当する1～2年生 ②特別な支援を要する児童として認定された1～6年生
手続き	「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」で登録	「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」で登録 登録時に「就労証明書」等を添付
出欠管理 (無断欠席時の連絡)	なし	あり
帰宅時間管理	新1年生の1学期間のみ	あり

きらきらタイム

利用日 月～土曜日、学校休業日
 お休み 日曜日・祝日、12月29日～1月3日
 対象者 1～6年生のうち、保護者が就労等により家庭にいない児童
 利用時間 平日：放課後～19:00
 学校休業日：8:00～19:00
 土曜日：8:00～18:00（希望があれば19:00まで）
 利用料 [A区分] 17:00～18:00 月額2,700円（育成料1,200円+補食代1,500円）
 [B区分] 17:00～19:00 月額3,900円（育成料2,400円+補食代1,500円）
 [C区分] 学校休業日：8:00～8:30 無料
 [D区分] 10月～2月：16:30～17:00 無料
 [S区分] 土曜日：8:00～18:00 日額700円（育成料603円+補食代97円※）
 時間管理 期日までに1か月分の出欠と帰宅時間を提出します。
 出欠管理、帰宅時間管理（1・2年生のみ）を行います。
 補食(おやつ) あり（17:00に提供）
 お迎え 利用時間が18:00を過ぎる場合は、保護者のお迎えが必要です。



★きらきらタイムに申請し、承認されると、同時にさんさんタイムも登録されます。

※食料品の物価高騰を踏まえ、令和6年度と比較して補食代が日額12円上がりましたが、月額・日額の利用料（育成料と補食代の合計）に変更はありません。

利用時間・利用料の 早見表

網掛け□の部分、保護者の就労等の利用要件が必要な区分です。
きらきらタイムに申請すると、さんさんタイムの時間も利用できます。

		8:00	8:30	放課後	16:30	17:00	18:00	19:00
学校運営日	3月～9月	学校運営時間			さんさんタイム (無料)	きらきらタイム D区分 (無料)	きらきらタイム 補食提供あり	
	10月～2月						A区分 (月額2,700円)	B区分 (月額3,900円)
学校休業日	3月～9月	きらきら タイム	さんさんタイム (無料)			きらきらタイム D区分 (無料)	きらきらタイム 補食提供あり	
	10月～2月	C区分 (無料)					A区分 (月額2,700円)	B区分 (月額3,900円)
土曜日		きらきらタイム S区分 (月額 700円) 補食提供あり					希望があれば 19時まで	

あいキッズでの過ごし方

放課後利用の流れ (例)

	授業終了	17:00	19:00
<さんさん>	入室確認	自主学习 自由遊び 体験交流活動	
<きらきら>	入室確認 出欠管理	退室確認・帰宅	補食 自由遊び 退室確認・帰宅



- 利用時間について
事業の実施時間は、必ずお守りください。
- きらきらタイムを利用する場合は、あらかじめ申請し、承認を受けてください。
- **19:00 を過ぎての利用は一切できません。**
必ず 19:00 までにお迎えに来てください。

1日利用の流れ (例)

	8:00	8:30	9:00	12:00	13:00	17:00	19:00
<さんさん>		入室確認	自主学习 自由遊び 体験交流活動	ランチタイム	あいキッズで昼食 又は一時帰宅	自由遊び 体験交流活動	
<きらきら>		入室確認 出欠管理	退室確認・帰宅		あいキッズで昼食	退室確認・帰宅	補食 自由遊び 退室確認・帰宅

Q & A

Q: あいキッズの定員はありますか?

A: あいキッズの定員はありません。利用要件を満たす方は、ご利用いただけます。

Q: 子どもの帰宅時は、保護者のお迎えが必要ですか?

A: 18時を過ぎての利用の場合は、必ずお迎えが必要です。

Q: 運営する事業者は、ずっと同じですか?

A: 運営に基本的に問題がなければ、選定後、原則5年間は同じ事業者が運営します。

Q: 運営する事業者はどのように決まったのですか?

A: 保護者委員、第三者委員、学校長等、区側委員で構成された選定委員会で、応募事業者の書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答を行って選定し、教育委員会が決定しました。

Q: あいキッズの施設責任者は、区の職員ですか?

A: 運営する事業者が配置した常勤の有資格者です。

Q: さんさんタイムときらきらタイム両方の申込みが必要ですか?

A: 両方の申込みは必要ありません。きらきらタイムに申請し、承認されると、同時にさんさんタイムも登録されます。

Q: あいキッズの活動は、どのようなものがありますか?

A: 日常的には、校庭や室内での遊びや読書、学習などがあります。このほか、季節行事やイベントなどがあり、毎月発行・配付する「おたより」で全児童にあいキッズ活動を周知しています。

登録・申請方法

<さんさんタイム一般の登録>

- ① 「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」(以下、申請書)に必要事項を記入の上、利用予定のあいキッズに提出してください。
 - 一度登録すると、引越し等によるあいキッズの変更がない限り、6年生まで利用できますが、緊急連絡先や住所等が変わった場合は必ず変更の手続きをしてください。

<さんさんタイムオレンジ、きらきらタイムの申請>

- ① 申請書に必要な書類を添付の上、利用予定のあいキッズに提出してください。
 - 保護者が就労等で日中留守となる家庭の児童で、1～6年生(さんさんタイムオレンジは1～2年生)が対象です。
 - 有料区分の利用を希望される方は「口座振替依頼書」で利用料の口座引落しの手続きをお願いします。
- ② きらきらタイムの児童には、承認通知書をお送りします。



利用料について

きらきらタイムA・B区分は、申請し承認を受けると実際に利用がなくても月額の利用料がかかります。
毎月利用料は、口座振替でお支払いください。

各種変更届の手続きについて

緊急時の連絡先や住所等に変更が生じた時は、必ずあいキッズへ変更届を提出してください。

感染防止について

伝染力の強い病気にかかった場合や学級閉鎖の時は、利用できません。

特別な支援が必要なお子さんについて

特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室に通学・通級する児童は、安全にあいキッズで過ごしていただくため、利用時に面談をすることがあります。また、要件に該当する場合は、利用するあいキッズに職員の増配を行うことができます。

利用方法

<さんさんタイム一般の登録者の利用>

- ① **入室**：授業終了後、直接ランドセルを持って「あいキッズ」に行きます。
- ② **出席確認**：自分の「名前カード」をカードリーダーにかざして、「専用BOX」に入れます。
- ③ **退室**：ご家庭で約束した時間に帰宅します。
自分の「名前カード」をカードリーダーにかざして、「専用BOX」に入れます。
 - 15時30分、16時、16時30分、17時に帰宅時間の呼びかけをします。
 - 新1年生の1学期間は、帰宅時間の管理(声掛け)を行います。ご家庭では、随時、お子さんと帰宅時間及び帰宅方法の相互確認を行ってください。
 - 新1年生は集団下校指導終了まで、参加時に保護者の「送迎」が必要です。

<さんさんタイムオレンジ、きらきらタイムの申請者の利用>

- ① **入室**：授業終了後、直接ランドセルを持って「あいキッズ」に行きます。
 - あらかじめ、月間の出欠予定をお知らせください。
- ② **出欠管理**：自分の「名前カード」をカードリーダーにかざして、「専用BOX」に入れます。
 - 出席予定日に入室されない場合には、学校や保護者の緊急連絡先に連絡を入れます。
 - 17時以降の利用児童には補食(おやつ)を提供します。
- ③ **帰宅時間管理**：ご家庭で約束した時間に帰宅します。
自分の「名前カード」をカードリーダーにかざして、「専用BOX」に入れます。
 - 1～2年生は、帰宅時間の管理(声掛け)を行います。ご家庭では、随時、お子さんと帰宅時間及び帰宅方法の相互確認を行ってください。

ホームページもご覧ください

板橋区ホームページには、事業のご案内のほか、各校の施設を運営する事業者や活動の様子、申請書類等の様式も掲載しています。(印刷が不鮮明で二次元コードが読み取れない場合は、お手数ですが検索によりご覧ください。)

あいキッズ事業

検索

◆ あいキッズのページ



◆ あいキッズ公式 Facebook





あいキッズの

3

本

柱

1 子どもたちの安心・安全

安全管理体制 日頃から、安全対策、危機管理

- ・受入れ開始前に施設・遊具の安全点検を行います。
- ・救命処置や引取り訓練など緊急時に備えた訓練を定期的に実施しています。
- ・室内を清潔にして衛生管理を行い、感染症やアレルギーなどの事故防止を図ります。

安心ツール あいキッズの信頼性

- ・1～6年生までの長い期間、子どもたちの成長を見守ります。
- ・入退室システムで、あいキッズの入室・退室が確認できます。
- ・緊急通報ボタン（学校 110 番）を設置して、緊急時に警察へ通報します。
- ・「おたより」を毎月発行して、あいキッズの活動の様子をお知らせします。

災害時対応 万が一、震災が発生したら

- ・児童の所在確認を行い、学校と連携して安全な場所に避難します。
- ・震災等の場合、保護者に引き渡すまで安全管理を行います。

3 子育てと仕事等との両立支援

時間の延長 日中の留守家庭の両立支援

- ・就労等家庭は、きらきらタイム（19時まで等）の延長利用ができます。
- ・就労等家庭は、土曜日も利用できます。
- ・対象は、就労のほか、介護やPTA活動等も含まれます。

仕事に専念 出欠管理と帰宅時間管理

- ・全1年生の1学期間は、利用区分に関わらず帰宅時間の管理を行います。
- ・さんさんタイムオレンジ・きらきらタイムを利用する1～2年生は、出欠及び帰宅時間の管理を行います。また、きらきらタイムを利用する3～6年生は、出欠管理を行います。

緊急時対応 あいキッズでの安全確保

- ・学校が平常と異なる下校をした場合は、あいキッズの利用はできません。ただし、さんさんタイムオレンジときらきらタイムの児童は、あいキッズで安全管理をします。
- ・臨時休校となった場合、さんさんタイムオレンジときらきらタイムの児童は、保護者の登下校時の送り迎えのもと参加できます。

2 子どもたちの健全育成

各小学校で、屋外、室内、静かに過ごす場所等、それぞれ職員を配置してプログラムを展開します。

遊びのルールのもと、多様なプログラムや体験活動、季節行事を行います。

さんさんタイムときらきらタイムの登録児童の体験交流活動を積極的に行います。

地域の方々に定期的に参加いただき、昔遊びなどを通じて交流します。

例・学習支援、将棋教室、折紙教室、琴体験、ヨガ教室、ダンス教室、卓球教室 等

屋外

校庭

（雨天時は体育館等）

動的プログラム

（ドッジボール、鬼ごっこ等）

室内

多目的室等

動的プログラム
（工作、けん玉等）

あいキッズ室等

静的プログラム
（読書、学習等）



ご留意いただくこと

保険について

「あいキッズ」登録児童の参加中と自宅との往復経路の怪我については、「あいキッズ傷害保険」が適用されます。

学校の決まりについて

学校施設を利用しますので、学校生活での基本的な決まりを守ってください。

また、この事業は、板橋区が学校との連携により学校施設を活用して実施するもので、学校が行う教育・学習活動ではありません。

区役所職員による定期巡回

区担当職員があいキッズの施設を定期的に巡回し、運営状況等を確認し、民間事業者の評価、指導を行っています。また、心理専門員による定期巡回を実施しています。

あいキッズで 子どもたちの 成長を支える

5つの輪!



① 教育委員会

運営方針を定め環境を整備し、評価・指導を行い、事業運営の品質の維持・向上を図ります。

② 民間事業者

株式会社・社会福祉法人・NPOなど民間事業者が特性を活かして、様々なプログラムや季節行事の実施、遊具・図書の充実、室内装飾など子どもたちが過ごしやすい、健全な成長に結びつく運営をします。

③ 地域

「地域の子どもは地域が育てる」といういたばし学び支援プランの理念に基づき、地域サポーターが子どもたちの育ちを支えます。

④ 学校

地域コミュニティの基盤である安全な学校施設を活用するとともに、学校と日常的に情報交換して子どもたちの「安全対策」と「健やかな成長」に取り組みます。

⑤ 家庭

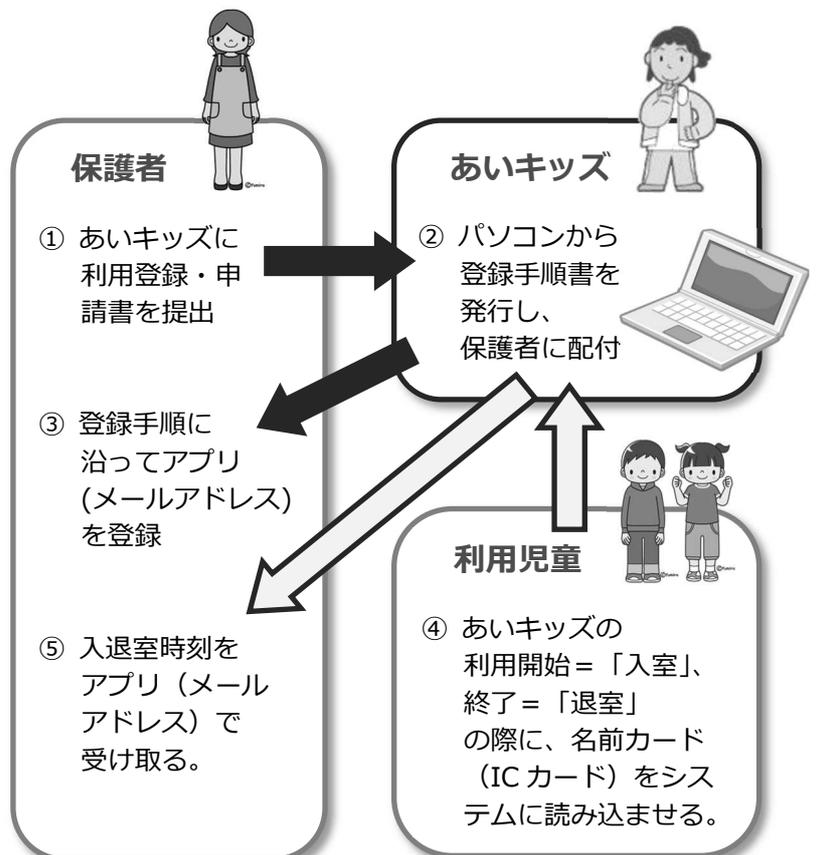
子どもの好ましい生活習慣や規範意識を身につける場である家庭と連携して、個々の子どもたちを育みます。

入退室システム (アプリ・メール配信)の流れ



名前カード

※入退室システムは台風、大雪、災害等の緊急時の対応も配信します。万が一の事態に備え、ご登録をお願いします。



あいキッズをより良くするためのしくみ

(1) あいキッズ運営評価

目的

区役所職員による定期的な現場巡回で運営状況を把握するほか、学校による評価、保護者による評価を行い、評価結果を運営事業者にフィードバックします。これをもとに現場と区役所担当課で共通認識を持ち、あいキッズ運営の改善と事業の質の向上を図ります。

評価方法

- ① 担当課評価
担当課職員による定期的な現場巡回等
 - ② 学校評価
学校評価シートの結果を評価に利用
 - ③ 保護者評価
満足度アンケート結果を評価に利用
- 上記3者による評価を総合し、運営状況を判断します。

評価項目

- ① 基本的な運営内容
- ② 危機管理体制
- ③ 学び支援・地域連携
- ④ 管理事務・事業者支援体制
- ⑤ 保護者との関わり
- ⑥ 学校との連携

(2) 満足度アンケート

目的

利用者の皆様からのご意見・ご要望を把握し、アンケート結果を運営事業者にフィードバックします。これをもとに現場と区役所担当課で共通認識を持ち、あいキッズの運営の改善と事業の質の向上を図ります。

実施方法・時期

【実施方法】

インターネット上での回答又はあいキッズに設置されている紙面での回答を募集します。

【時期】

毎年2月頃実施

アンケート項目

- ① 安全管理
 - ② プログラム内容
 - ③ あいキッズ職員の対応
 - ④ 利用者との連絡、連携体制
 - ⑤ あいキッズへの要望
- 等

(3) あいキッズ運営委託事業者の再選定

再選定とは

あいキッズは委託事業のため、1年毎の契約が基本となりますが、利用児童と職員の信頼関係が重要であることから、同一の事業者と新規契約から最長5年の契約更新を行っています。この更新限度に達する（その他、相手方による契約辞退等の場合あり）あいキッズについて、運営事業者の再選定を行います。

選定実施にあたって

選定委員会を設置し、本委員会の中で、審査項目や審査基準、選定方法等の事項を決定します。

選定委員会の構成について

選定委員会は、保護者委員2名、区側委員3名、第三者委員、学校長等の計7名で構成します。

選定方法

運営委託事業者の選定は、応募事業者が作成した企画提案書の審査、プレゼンテーション、質疑応答を総合的に評価して委託候補先を決定する「プロポーザル方式」という方法で行います。選定委員会で決定した審査項目、審査基準に基づき応募事業者の審査を行い、順位付けをします。審査の結果1位となった事業者が運営委託候補事業者となります。

スケジュール

- 7月 選定委員会の開催、審査項目・基準の決定
- 7月下旬 公募開始
- 9月 公募締切
- 9月～11月 書類審査・プレゼンテーション及び質疑応答
- 12月 委託事業者決定
- 1月 引き継ぎ研修開始（事業者が変更となった場合）

【あいキッズお問い合わせ・提出先一覧】

あいキッズ名	あいキッズ所在地	電話番号	あいキッズ名称	あいキッズ所在地	電話番号
志村小学校あいキッズ	板橋区志村2-16-3	03-3965-9793	金沢小学校あいキッズ	板橋区加賀2-2-1	03-3962-7781
志村第一小学校あいキッズ	板橋区泉町17-1	03-3558-1020	中根橋小学校あいキッズ	板橋区栄町16-7	03-3962-4207
志村第二小学校あいキッズ	板橋区志村1-7-1	03-3969-7190	加賀小学校あいキッズ	板橋区稲荷台23-1	03-3961-4072
志村第三小学校あいキッズ	板橋区清水町83-1	03-3963-3370	上板橋小学校あいキッズ	板橋区東山町47-3	03-3958-5183
志村第四小学校あいキッズ	板橋区小豆沢4-13-1	03-3965-9631	上板橋第二小学校あいキッズ	板橋区小茂根1-14-1	03-3973-3506
志村第五小学校あいキッズ	板橋区西台3-38-23	03-5920-2181	上板橋第四小学校あいキッズ	板橋区上板橋1-3-1	03-3937-8896
志村第六小学校あいキッズ	板橋区坂下2-18-1	03-3960-9263	常盤台小学校あいキッズ	板橋区常盤台1-6-1	03-3965-9751
前野小学校あいキッズ	板橋区前野町6-40-1	03-3965-2915	桜川小学校あいキッズ	板橋区東新町2-29-1	03-3973-0977
中台小学校あいキッズ	板橋区中台1-9-7	03-3937-4757	弥生小学校あいキッズ	板橋区弥生町16-2	03-3958-1478
舟渡小学校あいキッズ	板橋区舟渡3-6-15	03-3965-2584	大谷口小学校あいキッズ	板橋区大谷口北町21-1	03-3974-2750
新河岸小学校あいキッズ	板橋区新河岸1-3-1	03-3936-4576	向原小学校あいキッズ	板橋区向原2-34-1	03-3974-6740
富士見台小学校あいキッズ	板橋区前野町1-10-1	03-3969-8502	赤塚小学校あいキッズ	板橋区赤塚3-1-22	03-3975-1577
蓮根小学校あいキッズ	板橋区蓮根3-10-1	03-3969-8403	成増小学校あいキッズ	板橋区成増1-11-1	03-3977-0131
蓮根第二小学校あいキッズ	板橋区蓮根3-15-5	03-3966-4721	赤塚新町小学校あいキッズ	板橋区赤塚新町3-31-1	03-3977-2652
志村坂下小学校あいキッズ	板橋区相生町26-14	03-3935-3005	紅梅小学校あいキッズ	板橋区徳丸8-10-1	03-3935-4698
北前野小学校あいキッズ	板橋区前野町5-44-3	03-3966-8824	北野小学校あいキッズ	板橋区徳丸3-23-1	03-3932-1568
緑小学校あいキッズ	板橋区中台3-27-1	03-3932-2768	成増ヶ丘小学校あいキッズ	板橋区成増3-17-7	03-3939-6503
若木小学校あいキッズ	板橋区若木1-14-1	03-3935-9994	下赤塚小学校あいキッズ	板橋区赤塚6-14-1	03-3977-5140
板橋第一小学校あいキッズ	板橋区氷川町13-1	03-3962-3013	徳丸小学校あいキッズ	板橋区徳丸1-21-1	03-3935-3381
板橋第二小学校あいキッズ	板橋区板橋2-52-1	03-3962-1942	三園小学校あいキッズ	板橋区三園1-24-1	03-3938-0422
板橋第四小学校あいキッズ	板橋区板橋4-9-13	03-3962-3214	高島第一小学校あいキッズ	板橋区高島平7-24-1	03-5383-0882
板橋第五小学校あいキッズ	板橋区中丸町19-1	03-3959-7810	高島第二小学校あいキッズ	板橋区高島平2-25-3	03-3936-1566
板橋第六小学校あいキッズ	板橋区大山町13-1	03-3972-1265	高島第三小学校あいキッズ	板橋区高島平4-21-2	03-3938-7808
板橋第七小学校あいキッズ	板橋区大山金井町45-8	03-3955-8474	高島第五小学校あいキッズ	板橋区高島平3-11-1	03-3975-6105
板橋第八小学校あいキッズ	板橋区双葉町42-1	03-3964-2534	高島第六小学校あいキッズ	板橋区高島平1-50-2	03-3936-9555
板橋第十小学校あいキッズ	板橋区大谷口上町43-1	03-3974-2665			

* 申請書等の提出先は、あいキッズです(区役所での受付は行っておりません)。

板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課 あいキッズ係
電話番号 03-3579-2637